

○松下議長 通告6番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成についてであります。これまでも2年前から何度か取り上げてまいりました。高齢者が生き生き健康に過ごしていくためにも重要な施策であるため、行政は市民の健康を守るという立場でお答えを求めます。

1975年からずっと肺炎で亡くられる方は右肩上がり、65歳を超えると肺炎の死亡率がぐっと上がるため、肺炎は高齢者の大敵と言えます。そこで、肺炎有効予防、1つとして肺炎球菌ワクチン予防接種があります。このワクチンに対し助成制度を設ける自治体もふえてまいりました。和歌山県内では、南部町や白浜町、古座川町、北山村などでは既に独自の助成制度を設け実施しております。

助成内容には自治体によって違いがありますが、全額公費負担から一部を公費で負担する方法など、さまざまな形で高齢者の命と健康を守る取り組みが行われております。接種費用は約8,000円と高く、高齢者の暮らしを考えると接種費用の助成制度は必要です。そして、高齢者の皆さんの切なる願いでもあります。こうした願いに和歌山県後期高齢者医療広域連合が肺炎球菌ワクチンの費用助成を、市町村が助成すれば2分の1を補助する制度を予算化しました。これまで岩出市は国の動向に十分留意し、対応していくとの立場をとってきましたが、国の制度を待つのではなく、こうした広域連合の制度をいち早く活用し、住民の健康を守ることが重要であると考えます。

昨年の6月議会で申したとおり、平成25年6月時点で75歳以上は3,942人、初年度では対象者が多いですが、全てが接種を希望されるとは限りません。また、5年間有効期間があることを考えれば、高齢化が進み、増加するとはいえ、初年度の対象人数には達しません。

例を挙げますと、対象者数3,942人全ての方が接種すると考え、接種費用が8,000円だった場合、自己負担3,000円として残り5,000円を2分の1市が負担した場合、985万5,000円となります。自己負担2,000円とした場合、残り6,000円を2分の1だと1,182万円、自己負担4,000円では788万4,000円となります。

しかし、先ほども言いましたが、これは初年度にかかる費用です。毎年これだけの費用が必要ではありません。岩出市で市にあった方法で取り組むことは十分に可能で対応できると考えます。75歳以上の方へのワクチン接種、和歌山県後期高齢者

医療広域連合の助成制度を活用し、岩出市でも実施を求めますが、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、岩出市でも県の助成制度を活用し、75歳以上の方にワクチン接種の助成をについてお答えいたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、平成26年度から県内の市町村が当該ワクチン接種に助成する場合、その費用の一部を市町村に対して補助する予定であると伺っております。本市では、これまでも国の動向を注視し、対応していくとお答えしましたとおり、現時点での国の制度設計が示されていない段階で、その活用は考えておりません。

現在、国においては、平成26年1月15日に厚生科学審議会において、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化が審議され、技術的な課題や財源の確保等について一定の調整が図られたとしており、今後は、ワクチンの供給状況や自治体の準備期間及び国民への周知期間等を勘案し、平成26年10月から導入できるよう調整を行うとしております。市といたしましては、引き続き、国の施策の内容や定期接種導入に向けたスケジュールなど情報収集を行い、国が示す接種基準に従って円滑に実施できるよう態勢の整備に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これも前回同様ですね、同じような答えが返ってまいりました。国の動向を見てからというふうな形で必ず言われますが、国が10月から実施というふうになったら、その制度設計についても考えていくというような答弁です。しかし、国の制度をなぜ待つのかというところに大変疑問を感じます。和歌山県の後期高齢者医療広域連合は、市町村が実施すれば、先ほど部長のおっしゃったように一部は負担、2分の1やるというふうに言っています。その制度を活用しようとしないうのは大変理解しがたいものだと思います。

費用に関して言えば、1回接種したら5年間は受ける必要がないために、接種者は、次年度以降の予算に含める必要がなく、岩出市の財政を見る限りできないわけがありません。岩出市が早く実施に取り組んで国が制度化すれば、その時点で新たに市は制度の充実が図れるよう、さらなる独自の取り組みも行うことができると考

えます。それは市民の健康を守るという点で大変非常に重要なことです。接種により重症化しないことを考えたとき、その健康を守ることはもちろん、医療費給付費の抑制にも役立つことが上げられております。

国立感染症の研究所は、成人肺炎球菌ワクチンの医療費削減効果を発表しています。そこでは、65歳以上の高齢者でこれを接種した場合、年間約7万6,000円、75歳以上の高齢者では、年間約12万4,000円削減効果があるという結果を出しております。高齢者になればなるほどその必要性は増してきます。健康、財政の両面から見ても必要ということは明らかではないでしょうか。高齢者の健康と医療費、医療給付費の負担を少しでも抑えるため、接種で重症化を防ぐために必要な施策ではないかと考えております。

現在、広域連合長の中芝市長、任期のある間に自身がぜひ先頭を切って、この助成制度を広域の高齢者医療広域連合のこの助成制度を活用し、この岩出市において実施する考えはないのかを改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問に対する答弁をいたします。

私、任期4月15日までです。後期高齢者医療広域連合が行う当該補助事業は、特別調整交付金の対象となることを前提とした制度設計であり、対象事業から除外されれば補助開始の見送りなども起こり得ることから、市町村には、国の動向を確認しながら慎重に判断されたいとしております。

詳細については担当部長から答弁させます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続きお答えいたします。

広域連合としましては、あくまでも市町村が実施する当該助成事業に対して平成26年4月から補助するというスタンスで、実施市町村における財政負担の支援を行うというものでございます。その財源は、先ほど市長もお答えしましたように、特別調整交付金を活用するとされておりますが、この事業自体、交付金事業の対象となることが確約されているものではなく、また、国の動向次第では、その後の取り扱いなどにおいて補助開始の見送りや途中での事業終了も起こり得るとされております。

国では、これまで厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において、接種対象者や接種歴の記録、市民へのアナウンスの仕方、ワクチンの供給体制等懸念され

る問題等に対して種々議論されているところでございます。市としましては、先ほどもお答えしたとおり、これらの懸案事項への対応がなされるなど、国の制度内容等が確定し、市としての準備態勢が整い次第、実施していきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○松下議長 これですべて市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問をお願いいたします。

○市来議員 2つ目の質問に移ります。

学校での色覚検査希望者には実施をについてでございます。色覚の異常とは色の区別が正常の人と比べると少し苦手だということです。つまり、普通では区別できる色が区別できない場合があるということです。平成13年までは学校の定期健康診断で色覚検査が行われていました。しかし、平成14年3月に学校保健法の施行規則改正に伴い検査の実施義務がなくなり、ほとんどの学校で色覚検査が行われなくなりました。岩出市でも実施しておりません。

近年、眼科で先天性色覚異常と診断された中学生、高校生の約半数が異常に気づかず、中には進学、就職の際に支障が出ているケースがあることを公益社団法人日本眼科医会と日本眼科学会で作る日本眼科啓発会議がまとめた調査の結果からわかっています。平成22年、23年度にわたって、先天性色覚異常の受診者に対する実態調査を実施した中で明らかとなりました。

夢を持って進んできた道を進学、就職間近で断念せざるを得ないという実態があります。具体的には、消防士などの色覚制限がある職業の志願者が試験どきの検査で異常を指摘され断念、また、工業高校進学者が入学時検診で異常を指摘され、困惑、電気コードの配線で困難な状況になることがあるなどが上げられております。こうした異常に気づかず、進学、就職に支障が起きているケースの報告が上げられていることについて、市は認識しているのかをお聞きいたします。

2つ目に学校保健法施行規則改正と同時に、学校での検査は任意、保護者の同意を得て行うことと通知されているが、市はどのように現在対応しているのかをお聞きします。

3つ目は、色覚検査の実施についてはさまざまな意見があり、賛否両論が各方面の団体などから意見が上がっております。全ての子どもたちが検査対象となるわけにはいきませんが、保護者が希望した場合に限って検査を行うことは必要ではないかと考えます。例えば、保護者からの申し出があった場合は検査を実施しますなど、健康診断までに事前に保護者に通達を行うことや、現在行われているプールやマラ

ソンといった行事では必ず事前に参加する、参加しないといった保護者へのプリントが配布され、記入することが行われていますが、同じように記入式といった方法を活用するなど、市ができる範囲で行い、色覚検査を行う必要があると考えます。

色覚検査は、これまでも毎年行われていたわけではなく、小学校の6年間あるうちの1回行われていたもので、検査は可能ではないかと考えております。保護者からの希望があれば実施する考えについてお答えを求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員ご質問の2番目、学校での色覚検査希望者には実施をについてお答えいたします。

まず、1点目の異常に気づかず進学、就職に支障を来しているケースがあるが認識しているかについてであります。全国的にはそのような事例があることは承知しておりますが、本市の小中学生ではそういった事例の報告は受けておりません。

次に、2点目の学校保健法施行規則改正と同時に学校での検査はに、保護者の同意を得て行うことと通知されているが、市はどう対応しているのかと、3点目の保護者からの希望があれば実施する考えはについて一括してお答えいたします。

岩出市では、平成13年度までは、小学校4年生の児童と中学校1年生の生徒の健康診断で色覚検査を実施していましたが、平成14年の学校保健法施行規則の一部改正により、色覚の検査は必須事項から削除されたことに伴い、平成14年度からは、色覚検査を実施しておりません。

また、この規則の一部改正では、色覚検査の必須項目からの削除に伴い、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えることが留意事項として示されています。このことを受け、学校では、保護者から検査の要望があった場合、養護教諭等が個別に検査を行うこととしています。

また、授業等で色覚に不安のある児童生徒に対しては、教職員が配慮を行うとともに、保護者との連携を図っているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今お聞きした中では、ちゃんとやっているという形で言われました。しかもそれは、不安が保護者があった場合には申し出るとか、学校では先生たちが子どもたちにかかわる中で、やはり緑の黒板の中やったら赤のチョークで書いている文

字がちょっと見にくいだとか、図工の時間だとか、絵具の問題だとかで、それで発見することがあって、そうしたことを保護者との懇談の中でやってるといような言われ方なんです、私が言ってるのは、事前に、これ知ってる方と知らない方がいらっしゃるんですよ。そうやって教師の方が気づいて、すぐに保護者の方というふうに言われたりした中でやってくれるのはいいんですけども、やはり保護者のほうから、やっていただきたいという申し出があったときはどうなのかなという、保護者の方もこの色覚という問題については、なかなか知らないという点もあるんで、やはり希望があればとるという形にはできないのかという問題があるんで、その辺について再度、どのように、学校側が気がいたら保護者とのやりとりの中でやっていくのか、保護者が「やってください」と言われたらやるのか、その辺のやり方だけちょっと1つ聞きたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

先ほど述べました学校保健法の規則の一部改正になった際に、周知についてというのには触れられておりません。本市においては、児童生徒及び保護者からの申し出があることを基本としており、その申し出につきましては、保護者の懇談会とか毎年4月に児童生徒に健康状況を把握するための保健調査票というものを配布して、子どもの健康状態について学校に知ってほしいこととか、そういうことを記入する欄を設けておりまして、そういう機会を通して、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者からの要望があれば、個別に検査指導を行うこととしておりますので、十分対応が可能であろうというふうに考えてございます。

○松下議長 これで市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 3点目に教職員の勤務実態についてを質問いたします。

全日本教職員組合が平成24年10月に実施した勤務実態調査2012の結果報告書が25年10月に発表されました。その中身について、教職員の長時間労働の実態が明らかとなっております。この調査は2006年の文科省調査と同じ調査票を使い、5,880名の教諭を含む6,879名分が集約をされたもので、同様の調査は東北大学でも行われております。

調査結果では、全国で教職員の1カ月の平均時間外勤務時間は69時間32分でした。

和歌山県を抽出した結果でも63時間14分です。過労死認定裁判では、持ち帰り仕事も超勤時間と認定するケースが多く、持ち帰り時間も合わせると教職員の残業の総時間数は1カ月平均で91時間13分、全体の33.2%が月80時間を超える時間外勤務をしています。和歌山県では、84時間26分という結果で、41.7%が月80時間を超えていることがわかっております。

この時間が何を意味するのかは、厚労省が過労死ラインとして示す月80時間を超えているという実態があることです。全国を見ても、そして和歌山県内の状況を見ても80時間を超えている教職員がいるということ、大変重要な問題点があることがこの調査でわかってきました。また、100時間以上という方も2割近く5人に1人いることが結果でわかりました。

厚労省も脳血管疾患及び虚血性心疾患などによる過労死を労災認定する際の基準として、1、発症前の1カ月から6カ月に時間外労働が1カ月当たり約45時間を超える場合は、業務と発症との関連性が徐々に強まること、2、発症前1カ月間に約100時間、または発症前2カ月から6カ月間に1カ月当たり約80時間を超えると時間外労働があった場合は、業務と発症との関連性が強いことを2001年都道府県労働局長に対し通達しています。教員が元気で生き生きと子どもたちの教育に取り組むことはとても大切です。しかし、教員にゆとりがなくては豊かな教育というものはできません。

そこでまず1点目の質問です。

全日本教職員組合が実施しました勤務実態調査2012報告書が発表されているが、教育長はこの報告書を知っていますか。中身についてもご存じかお尋ねいたします。

2点目に、全国の結果と和歌山県内の実態について先ほど紹介いたしました。では、岩出市内に勤務する教職員の实態について、1カ月平均時間外勤務、小学校、中学校ではどのくらいか。持ち帰り仕事時間、小学校、中学校ではどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

3点目に、教員の長時間勤務をどのように考えるかです。教育長は、こうした調査結果の実態とあわせて、教職員の長時間勤務をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の3番目、教職員の勤務実態について一括してお答えします。

全日本教職員組合が実施した勤務実態調査2012報告書につきましては、教職員の1カ月の平均時間外勤務は69時間32分、仕事のやりがいを感じている教職員が多い一方で、仕事にストレスを感じている教職員が、特に若年層とベテラン層に多いことなど、中身については承知しておりますし、それをもとにした和歌山県の勤務実態調査のまとめも目にしております。

なお、岩出市の教職員の勤務時間については、以前調査したのもございます。その中で、確かに学校に対する多様な要求が現在増大する中で、教職員がそれらの対応に時間をとられるケースがふえてきております。そのため、市教育委員会では、教職員の長時間勤務を解消するため、校長に対して、教職員のメンタルヘルスの充実と会議や打ち合わせ等の縮小や効率化、従来から続いている学校行事の精選等について指導しているところであります。

また、特定の教員に業務が集中しているケースも見られることから、業務分担の見直し等もあわせて指導しております。今後も、教職員の勤務負担軽減を図るとともに、子どもと向き合うための時間を確保するため、引き続き教職員の勤務実態の改善に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点目から3点目につきまして一括でお答えしていただきました。内容についても、ストレスが若年層に大変多いということや時間数についてもお答えいただきました。今、岩出市では、校長に効率化ですね、そういったものを行っているんだというふうに言われたんですが、ここで一橋大学の大学院教授である中田先生のイオン教育新聞に掲載された教員の超過勤務についての文面を紹介したいと思います。

教師の長時間労働が常態化している。これは労働法制上の問題だけでなく、教育実践上の問題を乱している。極端に言えば、第1に、教師の専門性を発揮するための準備時間が確保できないということであり、第2に、モラルを維持するために必要な睡眠や疲労回復のための時間確保が困難だということである。

労働政策研究研修機構の労働者の働く意欲と雇用管理のあり方に関する調査、これ平成16年にやったものですが、週労働時間が60時間超でストレス度が飽和し、50時間超で仕事の満足感が半減する。

しかし、時間外勤務が長い教師は、物理的に疲弊しておかしくないのに、モラルは依然として高いまま維持されていたりする。このモラルの高さこそがむしろ

落とし穴である。やりがいを感じている人は、職務量に負担感を抱きにくい。絶対的な若さと並んで高いモチベーションは、物理的負担を感じにくくさせる。その結果、危険水域にあるにもかかわらず、それを自覚しないままレッドゾーンに突入してしまうと、このように掲載されておりました。

現在、子どもたちを取り巻く環境が日々変化し、対応にも個々の状況にあわせなければなりません。教育現場の問題は、大変深刻だと考えております。こうした状況に対応するため、日々頑張っておられる現場の先生には本当に感謝いたします。

しかし、全国的に教員の長期休業やストレスの増加が報告されております。逆に、先ほど述べたように、自分で気がつかない、自覚しないケースもといったことが教員の健康面、精神面に危険が及んでくることも認識しなければなりません。これは単に先生個人の問題だけではなく、学校全体、そして何より子どもたちにも影響を少なからず及ぼすということです。学校教育という点で、子どもへの影響についてはどのように考えているのか、この点から見る教師の長時間労働について、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目の質問では、過去にも調査、以前に調査したことがあるというふうに言われたんですが、時間としては、実態の把握というのはつかんでらっしゃらないというふうに認識をしております。岩出市内の教職員の实態について、時間としてしっかりとした回答はいただけませんでした。大変残念な結果だと思います。

昨年9月議会におきまして、勤務実態について教育長にお聞きしたところ、このように答弁されております。「学校への定期訪問、それから学校長会など実態について把握をしている。また、教育委員会のほうで、教職員団体と懇談などでヒアリングしながら実態について把握している」このように述べています。

しかし、現実には実態を把握しているといいながら調査していないことがわから、調査も以前にしたから、以前にしていって今はしていないから、時間としてはっきりおっしゃいませんでした。ヒアリングすることというのは、それはそれで、私大変大事なことだと考えます。しかし、ヒアリングだけでは全て把握することはできないと考えます。実際には、ヒアリングだけでなく、きっちり調査を実際することで現場から見えてくるものがございます。なぜしっかりとした岩出市として調査を行わないのか、調査をすることを求めますが、いかがでしょうか。

次に、全国的に教員の長期休業やストレスの増加、いじめによる生徒の自殺など、教育現場の問題は深刻化しています。文科省はその解決に向け、教職員の超過勤務の実態調査及び80時間を超える教員について、必要に応じて医師の面談、指導を行

うよう指導しています。岩出市では実態を把握しておりませんが、どのように対応しているのかお聞かせください。医師の面談はこれまでにも行われてきたのか、また、どのくらいいたのかについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

勤務時間の超過と教育というふうなことでご質問であったかと思うんですけども、勤務実態につきましては、アンケート調査を実施することも確かに有効な手段だと思いますけれども、アンケート調査で数値として出てくる以外にいろいろな状況とかを把握することも、とても大切なことだと考えております。その意味で、先ほどから言ってますように、本市では管理職からヒアリングとか学校訪問等で、指導主事が直接教員から聞いたりもしながら、そういうことで実態、丁寧に把握するように努めてございます。

また、教員によっても大きな偏りがあるとか、年齢層、それから公務文書によって違うというふうなこと、それから保護者対応でも大変な労力を要しているというふうな、数値にあらわれない状況ということ把握することに努めているところでございます。そうした中で、子どもたちにできるだけ向き合うような、そういう環境をつくるのが我々の仕事だというふうに思っております。

それから実態調査につきましては、本市につきましては、昨年6月ですが、勤務時間についての調査はしてございます。その中で1カ月の勤務外の時間ということについての調査なんですけど、持ち帰りなしというふうなことで話させていただきますと、45時間超が小学校では24.8%、中学校では46.7%、80時間超では小学校で3.1%、中学校では20.6%、100時間を超えているというふうなことで、小学校ではゼロでございますが、中学校では8.6%というふうなことでございますが、なお、教職員につきましては、タイムカード制等がございませんので、本人の感覚によるというところが大きいということもつけ加えていきたいというふうに思います。

3点目は何でしたっけ。

○市来議員 医師の診断。

○平松教育長 これにつきましては、学校におけます産業医等が教職員のそういう健康診断に臨むということもございまして、また、管理職のほうでも教職員のメンタルヘルス、健康状態につきましては、常に把握するように言っておりますし、そのことはとても大事なことだと思います。今後も続けてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 なぜ、私が先ほど時間を聞いたときの1回目の質問のときに、なぜ、時間をお答えにならなかったのか大変不思議なんですよね。私、最初に「小学校、中学校、1カ月平均時間外勤務は何時間ですか」と聞きました。しかも「持ち帰り時間も含めてどうなっていますか」というのも聞いています。1回目の質問のときには答えなくて、再質問でお答えしていただくということに大変疑問を感じております。昨年の結果だからかもしれませんが、しかしながら、昨年の6月にやってるものであれば、きっちり出すというのが本来のあり方じゃないでしょうか。

それから、100時間超える先生、80時間超える方の先生が、教職員がいらっしゃるといことがこの中で見えてきます。私が聞いたのは、この80時間を超える教員について、どういうふうな形で、本人から言われて医師に相談してるのか、それとも周りから、まあ言うたら、先ほども言ったように、自分では気がつかないというような面というのが出てくるというのがあるんです。そうしたことが一番、一橋大学の先生によれば、やはり危険な状況に陥りやすいということ言ってるんで、この医師の面談、指導も含めて、どのようにやっているのかという形でお聞きをしたかったんです。時間、最初にお答えなさらなかったんで、時間もわからないのにどのようにやってるのかなというのが気になりました。

この調査ですね、和歌山県内でも各市町村、教育委員会で調査している地域多数ございます。近隣では海南市を初め紀の川市でも取り組まれております。岩出市としても、今後とも取り組んでいくのかについて、県から調べなさいという形で言われたらやるのかどうかお聞きしたいと思います。

県の教育長が、県議会の一般質問において、和歌山県での教員の実態についての答弁でこのように答えております。小中学校の教員につきましては、所管する市町村教育委員会に県立学校と同様に取り組むよう働きかけています。これは、県立学校の教員を対象とした勤務実態調査、実態把握調査、これと同様に調査をするよう働きかけているということです。

こうした働きかけについて、岩出市においてもあったからこそ昨年やられてると思いますが、今後ともそういったきっちりとした調査をやはりやっていただき、結果として隠すのではなく、しっかりとキープして出していただきたいと思います。やはりしっかりと、心の病というのは、先ほども申したように自覚しないところでも進行することから、やはり、しっかりと先生方の超過勤務についても把握をした

上で、健康管理に努めていただき、大切な子どもたちにしっかりとした教育を与えられるような環境づくりをぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

先ほど、市で実施した調査につきましては、勤務時間、時間外労働ということだけで時間について調査したことをごさいまして、教職員組合が勤務実態調査というふうな詳細な項目とかでやったものではございませんので、その点について、時間ということだけにつきましたので、後からの報告ということになったのでごさいます。

本当におっしゃるように、教職員の中には仕事に没頭して時間を忘れてという方も多くございまして、そういった方々がやりがいを感じているんだけれども、後に健康状態を悪くすることも実態としては聞いておりますので、そういったことを受けて、最初から述べさせていただいてますように、管理職を通じて、また、我々も直接先生方とも話ししながら、そういったことの解消に今後とも力を入れて努めてまいりたいというふうに思っております。

調査につきましては、また、定期的に検討して実施する方向に検討してまいりたいと考えております。

○松下議長 これで市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で市来利恵議員の一般質問を終わります。